

Theme 1 納税義務者と課税財産の範囲（相続税・贈与税）★★★

1 納税義務を負う者

原則として財産を取得した個人

2 納税義務者の財産の取得原因

相 続 税	贈 与 税
① 相続 ② 遺贈（死因贈与を含む）	贈与（死因贈与を除く）

3 納税義務を負う場合 頻出！

(1) 居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、相続開始時において日本国内に住所を有するもの

- ① 一時居住者でない個人
- ② 一時居住者である個人（その被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く）

(2) 非居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、相続開始時において日本国内に住所を有しないもの

- ① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの
 - （イ）その相続の開始前10年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していたことがあるもの
 - （ロ）その相続の開始前10年以内のいずれの時においても日本国内に住所を有していたことがないもの（その被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く）
- ② 日本国籍を有しない個人（その被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く）

(注1) 一時居住者

相続開始の時ににおいて在留資格を有する者であって、その相続の開始前15年以内において日本国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるもの

(注2) 外国人被相続人

相続開始の時ににおいて在留資格を有し、かつ、日本国内に住所を有していた被相続人

(注3) 非居住被相続人

相続開始の時ににおいて日本国内に住所を有していなかった被相続人であって、次の①または②のいずれかに該当するもの。

- ① その相続の開始前10年以内のいずれかの時ににおいて日本国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時ににおいても日本国籍を有していなかったもの
- ② その相続の開始前10年以内のいずれの時ににおいても日本国内に住所を有していたことがないもの

(3) 制限納税義務者（(1)又は(2)に掲げる者以外の者）

① 居住制限納税義務者

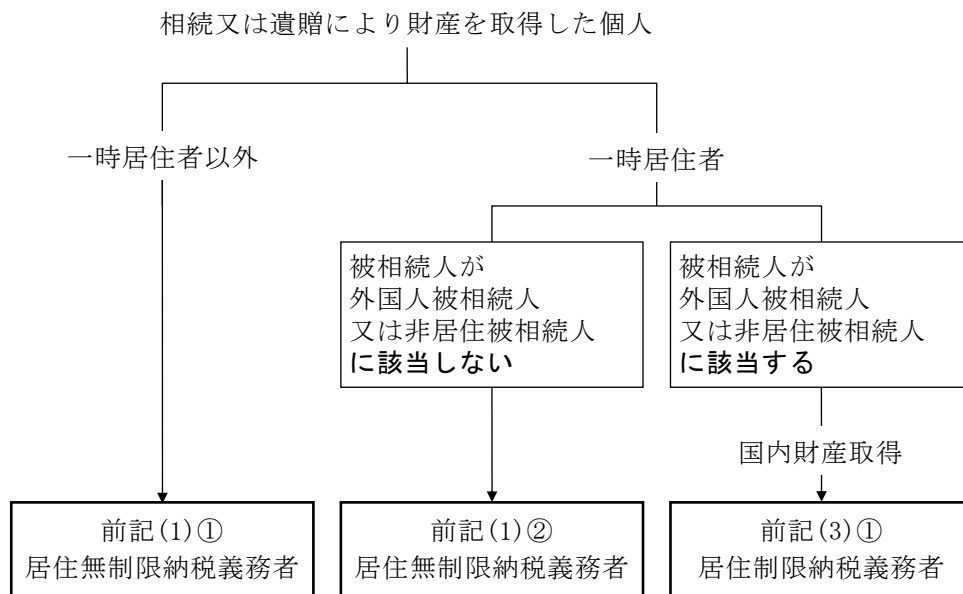
相続又は遺贈により日本国内にある財産を取得した個人でその財産を取得した時ににおいて日本国内に住所を有するもの（(1)の者を除く）

② 非居住制限納税義務者

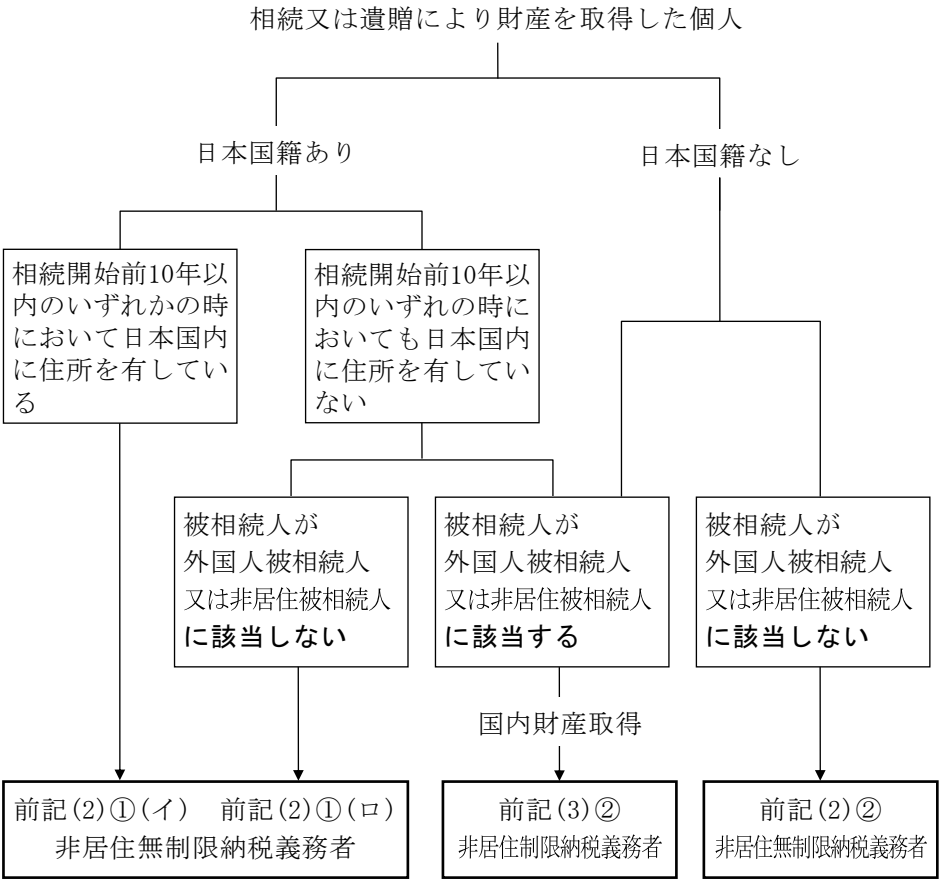
相続又は遺贈により日本国内にある財産を取得した個人でその財産を取得した時ににおいて日本国内に住所を有しないもの（(2)の者を除く）

◆第2章 相続税の課税価格◆

【財産の取得者が日本国内に住所を有している場合（前記(1)及び(3)①について）】



【財産の取得者が日本国内に住所を有していない場合（前記(2)及び(3)②について）】



◆第2章 相続税の課税価格◆

4 贈与税の納税義務者の種類

贈与税の納税義務者の種類については、基本的には、相続税の納税義務者の種類に記述している「相続又は遺贈」を「贈与」と読み替えたものである。

5 課税財産の範囲

区 分	課税財産の範囲
居住無制限納税義務者	取得した財産の全部
非居住無制限納税義務者	取得した財産の全部
居住制限納税義務者	取得した財産のうち日本国内にあるもの
非居住制限納税義務者	取得した財産のうち日本国内にあるもの

6 納税義務者の区分からみた各種規定の適用関係

		居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者	居住制限納税義務者 及び 非居住制限納税義務者
相 続 税	納 税 義 務	取得財産の所在を問わず	取得財産の所在を問わず	国 内 財 産 の み
	課 税 財 産 の 範 囲	す べ て の 財 産	す べ て の 財 産	国 内 財 産 の み
	課 税 価 格	取得財産の価額の合計額	取得財産の価額の合計額	国内財産の価額の合計額
	債 務 控 除	すべての債務・葬式費用	すべての債務・葬式費用	課税財産に係る債務 のみ(葬式費用×)
	未 成 年 者 控 除	○	○	×
	障 害 者 控 除	○	×	×
	外 国 税 額 控 除	○	○	×
贈 与 税	納 税 義 務	取得財産の所在を問わず	取得財産の所在を問わず	国 内 財 産 の み
	課 税 財 産 の 範 囲	す べ て の 財 産	す べ て の 財 産	国 内 財 産 の み
	課 税 価 格	取得財産の価額の合計額	取得財産の価額の合計額	国内財産の価額の合計額
	特定障害者の非課税	○	×	×
	直系尊属からの住宅 取得等資金の非課税	○	○	×
	住 宅 取 得 等 資 金 (相続時精算課税)	○	○	×
	外 国 税 額 控 除	○	○	×
納 税 地		住 所 地 (居所地)	申告又は指定	居住：住所地(居所地) 非居住：申告又は指定

注) ○…適用あり ×…適用なし

7 個人とみなされる納税義務者

(1) 人格のない社団または財団（代表者又は管理者の定めのあるもの）

財産の	贈与 遺贈 設立のための提供	を受けた場合
-----	--	--------

(2) 持分の定めのない法人(例 社会福祉法人、宗教法人など)

- | | | |
|--|--|------------|
| ① 財産の | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">贈与</div>
 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">遺贈</div>
 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">設立のための提供</div> </div> | を受けた場合において |
| ② その贈与、遺贈または提供により、贈与者、遺贈者または提供者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき | | |

(3) 法人税との関係

(1)および(2)においてその贈与・遺贈などに係る財産につき法人税が課税される場合には、この限りではない。

◆第2章 相続税の課税価格◆

確認問題

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 代表者または管理者の定めのある人格のない社団等を個人とみなして贈与税がかかることがある。
- () (2) 相続税の納税義務者は、相続または遺贈により財産を取得した個人のみである。
- () (3) 代表者または管理者の定めのある人格のない社団または財団が遺贈により財産を取得した場合には、その社団または財団は、相続税法上、個人とみなされて相続税が課税されることがある。
- () (4) 財産を取得した時において、日本国内に住所を有していない相続人について、その者が相続した国外の財産については、原則として相続税がかかることはない。
- () (5) 財産を取得した時において、日本国内に住所を有する相続人（一時居住者ではない）のことを居住無制限納税義務者といい、日本国内、国外を問わずすべての相続財産が相続税の対象となる。

確認問題（解答）

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) × 個人とみなされて納税義務者となるもの（人格のない社団等、公益法人等）がいることに留意する。
- (3) ○ 正しい記述である。
- (4) × 財産を取得した時に日本に住所を有しない者でも非居住無制限納税義務者に該当するものについては、その者が相続した国外の財産についても、相続税がかかることに留意する。
- (5) ○ 正しい記述である。

Theme 2 財産の所在 ★★★

財 産 の 種 類	所 在 地
動産、不動産、不動産の上に存する権利	動産または不動産の所在
金融機関に対する預貯金	受入れをした営業所または事業所の所在
保険金	契約に係る保険会社の本店または主たる事務所（法施行地に本店又は主たる事務所がない場合において、法施行地にその保険の契約に係る事務を行う営業所等を有するときにあっては、その営業所等）の所在
退職手当金等	その支払者の住所または本店もしくは主たる事務所（法施行地に本店又は主たる事務所がない場合において、法施行地にその支払いに係る事務を行う営業所等を有するときにあっては、その営業所等）の所在
貸付金債権	債務者の住所または本店もしくは主たる事務所の所在
社債、株式、外国預託証券	社債、株式、外国預託証券の発行法人の本店または主たる事務所の所在
合同運用信託または証券投資信託に関する受益証券	信託の引受をした営業所の所在
国債または地方債	法施行地
外国または外国の地方公共団体等が発行する公債	外 国
営業所または事業所を有する者のその営業所または事業所に係る営業上または事業上の権利	その営業所または事業所の所在
上記以外の財産	その財産の権利者であった被相続人または贈与者の住所

(注) 外国預託証券

外国預託証券とは、株主との間に締結した契約に基づき株券の預託を受けた者が外国において発行する有価証券で、その株式に係る権利を表示するものをいう。

ADR（アメリカ預託証券） EDR（ヨーロッパ預託証券）…株式の代替証券

◆第2章 相続税の課税価格◆

【例題1】

次の財産の所在について説明しなさい。

東京都に住所を有する被相続人甲が有していた財産は、次のとおりである。

1. 居住用宅地（東京都に所在）
2. 居住用家屋（東京都に所在）
3. 別荘および別荘地（ハワイに所在）
4. 現金（日本円）
5. 現金（米ドル）
6. A銀行（本店は東京都に所在）ハワイ支店預入の定期預金
7. B銀行（本店はニューヨークに所在）東京支店預入の定期預金
8. 保険金

この保険金は、M保険会社（本店はロンドンに所在）東京支店で締結した生命保険契約である。

9. アメリカ合衆国に住所を有するC氏に対する貸付金
10. D社（本社は東京都に所在）の発行した社債
11. E社（本社は米国に所在）の発行した株式
12. F社（本社は米国に所在）が日本で発行した外国預託証券
13. 外国法人の発行する株式が運用対象となっている証券投資信託の受益証券
（日本に本店を有するG証券会社新宿支店で購入したもの）
14. 国債
15. 外国債

【解答】

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 東京都（法施行地内） | 9. 米 国（法施行地外） |
| 2. 東京都（法施行地内） | 10. 東京都（法施行地内） |
| 3. ハワイ（法施行地外） | 11. 米 国（法施行地外） |
| 4. 東京都（法施行地内） | 12. 米 国（法施行地外） |
| 5. 東京都（法施行地内） | 13. 新宿区（法施行地内） |
| 6. ハワイ（法施行地外） | 14. 日 本（法施行地内） |
| 7. 東京都（法施行地内） | 15. 外 国（法施行地外） |
| 8. 東京都（法施行地内） | |

【解説】

- (1) 不動産については、その所在する場所により判定するため、居住用宅地および居住用家屋は、法施行地にあるものとして取扱い、別荘および別荘地は、法施行地外にあるものとして取扱う。
- (2) 金銭は動産であり、動産はその所在する場所により判定するため、現金（日本円）および現金（米ドル）は、法施行地にあるものとして取扱う。
- (3) 金融機関に対する預貯金は預入場所で判定するため、A銀行ハワイ支店預入の定期預金は、法施行地外にあるものとして取扱い、B銀行東京支店預入の定期預金は、法施行地にあるものとして取扱う。
- (4) 保険金は、本店が法施行地に所在しないが、法施行地にその契約に係る営業所等を有するので、その営業所等にあるものとして取り扱う。
- (5) 貸付金は、債務者の住所で判定するため、法施行地外にあるものとして取扱う。
- (6) 有価証券は、発行元で判定するため、D社の社債は、法施行地にあるものとして取扱い、E社の株式およびF社の外国預託証券は、法施行地外にあるものとして取扱う。
- (7) 証券投資信託の受益証券は、信託の引受けをした営業所で判定するため、証券投資信託の受益証券は、法施行地にあるものとして取扱う。
- (8) 国債は、法施行地にあるものとして取扱い、外国債は、法施行地外にあるものとして取扱う。なお、外国とは、法施行地外のことをいう。

◆第2章 相続税の課税価格◆

【例題2】

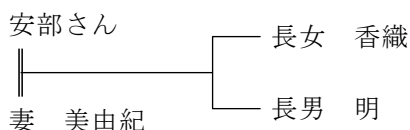
次の設例に基づき、安部さんの相続に係る各相続人の相続税の課税価格はいくらか。

〔設例〕

安部義郎さん（以下「安部さん」という）は、2022年12月10日に、ニューヨークの病院で死亡した。安部さんの相続人等関係図等は、以下のとおりである。

なお、安部さんとその親族は、全員日本国籍を有し、ニューヨークに住所を有する前は日本に住所を有していた。また、一時居住者に該当する者はいない。

〔相続人等関係図〕



〔住所地等に関する事項〕

- ・安部さん夫婦は、安部さんの転勤により、2011年10月1日からニューヨークに住所を有している。
- ・長女は、2019年4月1日からニューヨークに住所を有している。
- ・長男は、日本国内に住所を有している。

〔各相続人が取得した財産または負担した債務・葬式費用の価額〕（単位：千円）

	妻	長女	長男
自宅（ニューヨーク所在）	40,000	—	
A B 銀行（本店日本）ニューヨーク支店の預金	20,000		10,000
X B 銀行（本店米国）東京支店の預金		10,000	
A C 社（本店日本）の株式	30,000		
X C 社（本店米国）の株式		20,000	
米国国債		30,000	
東京都世田谷区所在のマンション			50,000
葬式費用	2,000	2,000	
ニューヨークに所在する自宅の銀行借入金	15,000		

（価額は相続時の相続税評価額）

【解答】

(1) 妻の相続税の課税価格

妻は財産取得時にニューヨークに居住しており、日本国籍を有しているが、被相続人とともに10年超ニューヨークに居住しているので、非居住制限納税義務者に該当し、日本国内に所在する財産のみが課税対象となる。また、債務控除ができる債務は、課税対象となる財産に係る債務に限定され、葬式費用は控除できない。

財産の所在については、不動産はその所在地により、預金については受け入れをした支店の所在地により、株式については発行法人の本店の所在地により判断する。

従って、自宅、A B銀行の預金は国外財産となり、A C社の株式のみが課税対象となる。

課税対象財産 A C社の株式 30,000千円 債務控除はなし 課税価格30,000千円

(2) 長女の相続税の課税価格

長女は財産取得時にニューヨークに居住しており、日本国籍を有し、かつ相続開始前10年以内に日本に居住していたため、非居住無制限納税義務者に該当し、財産の所在を問わず、取得したすべての財産が課税対象となる。また、葬式費用は債務控除の対象となる。

課税対象財産	X B銀行の預金	10,000千円
	X C社の株式	20,000千円
	米国国債	30,000千円
債務控除	葬式費用	▲ 2,000千円
課税価格		<u>58,000千円</u>

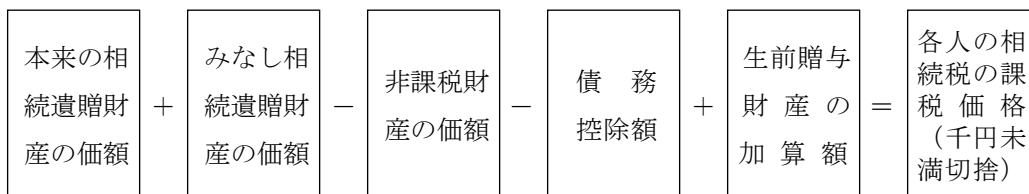
(3) 長男の相続税の課税価格

長男は財産取得時に日本国内に居住しているため、居住無制限納税義務者に該当し、財産の所在を問わず、取得したすべての財産が課税対象となる。

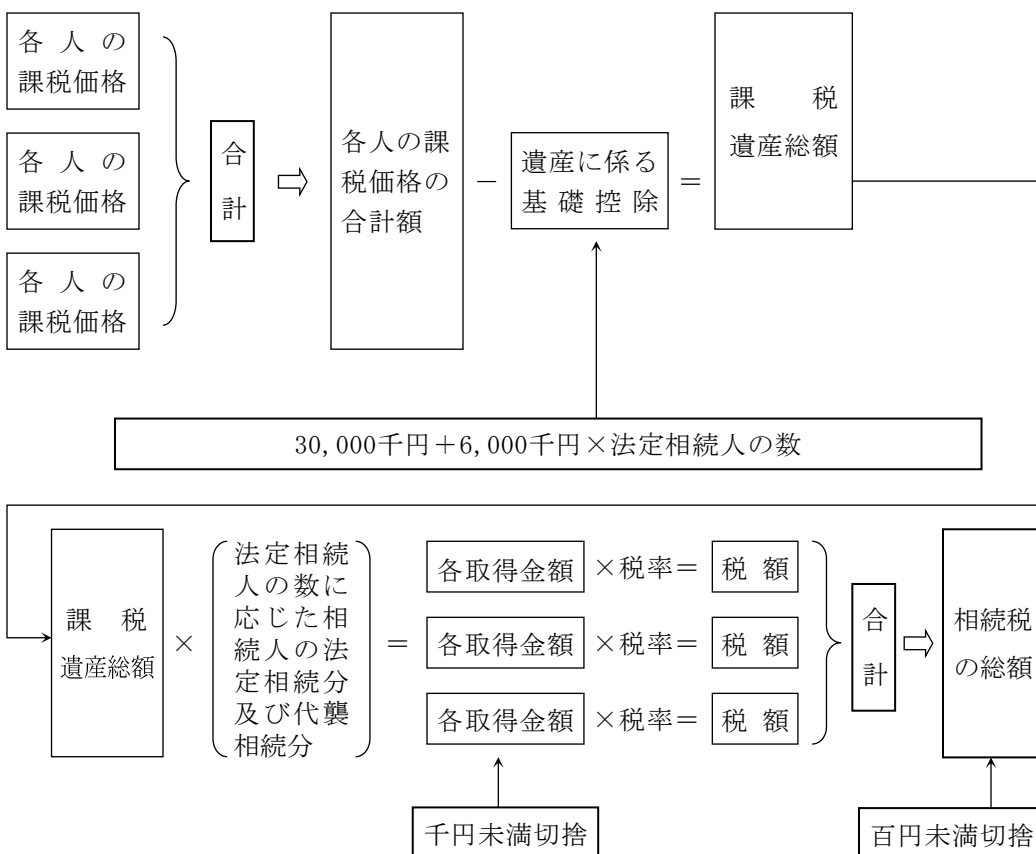
課税対象財産	A B銀行の預金	10,000千円
	東京都世田谷区所在のマンション	50,000千円
課税価格		<u>60,000千円</u>

Theme 3 相続税の計算体系 ★★★

第一段階 各人の相続税の課税価格の計算（取得した財産の価額の計算）



第二段階 相続税の総額の計算



第三段階 各人の納付すべき相続税額の計算

$$\boxed{\text{相続税の総額}} \times \boxed{\text{按分割合}} = \boxed{\text{算出相続税額}}$$

$$\boxed{\text{算出相続税額}} + \boxed{\text{相続税額の加算額}} = \boxed{\text{相続税額の加算適用後の算出相続税額}}$$

各人の相続税額の加算適用後の算出相続税額	—	税 額 控 除 額	① 贈与税額控除額	=	各人の納付すべき 相続税額 (百円未満切捨)
			② 配偶者の税額軽減額		
			③ 未成年者控除額		
			④ 障害者控除額		
			⑤ 相次相続控除額		
			⑥ 外国税額控除額		